



平成26年 7月25日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 河村 泰貴
コ ー ド 番 号 9861 (東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 社 長 室 長 齊藤 公利
(TEL 03-4332-9701)

自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、平成26年7月25日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、すべては人々のために「For the People」を経営理念として掲げ、「食」のグローバルブランドを目指し事業を展開しております。当社グループは、主力業態である牛丼の「吉野家」を中心に半世紀を超える歴史を誇り、老舗上方寿司の「京樽」、ステーキレストランチェーンの「どん」、セルフ式うどんチェーンの創始である「はなまるうどん」などブランドを有しております。また、海外展開につきましても、1975年にアメリカ・デンバーで吉野家ブランドを初出店以来、1988年に台湾、1991年に香港と出店エリアを拡大し、2014年6月末現在で10の国と地域に635店舗を展開しております。

足下の国内外食業界におきましては、消費マインド改善の影響が一部の業態で見られるものの、顧客獲得の競争は激しさを増しており、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは、成長テーマである「リ・イノベーション」を実現していくため、国内・海外において以下のような施策を行ってまいります。

まず、国内につきましては、女性やファミリー層の店舗へのアクセスのしやすさや利便性向上のため、現在進めている生活立地への出店並びにドライブスルーの設置等を加速させます。また、店舗レイアウトの変更を含む改装を行う事でお客様の快適さを改善し、店舗集客力の向上に努めてまいります。加えて、新たなブランドの開発にも積極的に取り組み、当社グループにおけるブランドポートフォリオの強化も図ってまいります。

同時に、今後の成長ドライバーである海外事業につきましては、アジアを中心とした出店、特に中国の新たなエリアへの進出に注力し、海外の利益貢献度を高めていきます。具体的には、今年度に1号店を開店した中国・青島や新エリアである武漢地区において、よりスピード感を持った出店開発を行う事で現地ブランド力の向上を促進してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

今回の自己株式の処分は、調達資金の一部を国内及び海外の子会社における店舗の新設・改修・システム投資等の設備投資資金及び子会社設立資金等に充当することで当社グループの国内外における各ブランドの更なる競争力の強化を図るとともに、残りの調達資金を借入金返済資金に充当することで、当社の財務基盤を強化することを目的としております。

これにより、当社グループが今後注力していく海外の出店戦略として現在進めている、アジアの現地企業への投資等へ向けた財務余力を確保するとともに、海外におけるブランド強化と利益成長を加速させることで、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 10,900,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年8月4日(月)から平成26年8月7日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年8月11日(月)から平成26年8月14日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河村 泰貴に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,600,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われないうちがある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河村 泰貴に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 1,600,000株
種類及び数
- (2) 払込金額の処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払
決定方法 込金額と同一とする。
- (3) 割当先 野村証券株式会社
- (4) 申込期間(申込期日) 平成26年8月25日(月)
- (5) 払込期日 平成26年8月26日(火)
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河村 泰貴に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の総数 2,300,000株（発行済株式総数の3.5%相当）
 - (3) 消却予定日 平成26年8月28日(木)
- (注) 消却後の当社発行済株式総数は、63,940,500株となります。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から1,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,600,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年7月25日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,600,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成26年8月26日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年8月19日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

少し、または処分そのものが全く行われな場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当並びに自己株式の消却による自己株式数の推移

現在の自己株式数	14,842,300株	(平成26年6月30日現在)
一般募集による処分株式数	10,900,000株	
一般募集後の自己株式数	3,942,300株	
本件第三者割当による処分株式数	1,600,000株	(注) 1.
消却株式数	2,300,000株	(注) 2.
処分及び消却後の自己株式数	42,300株	(注) 1.

(注) 1. 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数(処分株式数)の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

2. 自己株式の消却につきましては、前記「4. 自己株式の消却」をご参照ください。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算合計額概算上限17,384,630,000円について、平成27年2月までに当社グループの国内及び海外の子会社への投融資資金9,000百万円に充当し、残額は、平成28年2月までに金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

また、上記投融資資金は、国内及び海外の子会社における店舗の新設、女性・ファミリー層の利便性の向上を目的とした店舗レイアウトの変更やドライブスルー設置などを含む改修、並びにお客様へのサービスと業務生産性を向上するためのストアコンピュータ更新を含むシステム投資等の設備投資資金に充当する予定です。その他に、中国における新たな進出先である武漢地区への新規出店のための子会社設立資金等にも充当する予定です。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成26年7月25日現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりとなっております。資金調達方法欄は、今回の自己株式処分資金を含めて記載しております。

<新設>

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着工及び完了予定		完成後の増加能力(席)
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着工年月	完成予定年月	
㈱吉野家資産管理サービス	京都府京都市右京区他25店舗	国内吉野家	営業用設備	1,716	50	自己資金及び自己株式処分資金	H25年12月～ H27年1月	H26年3月～ H27年2月	1,050
㈱中日本吉野家	愛知県名古屋市中区他9店舗	国内吉野家	営業用設備	375	59	自己資金及び自己株式処分資金	H26年2月～ H26年12月	H26年3月～ H27年1月	270
㈱北日本吉野家	茨城県水戸市他9店舗	国内吉野家	営業用設備	441	50	自己資金及び自己株式処分資金	H26年2月～ H27年1月	H26年3月～ H27年2月	270
福建吉野家快餐有限公司	福州・厦門6店舗	海外吉野家	営業用設備	113	-	借入金及び自己株式処分資金	H26年3月～ H26年9月	H26年4月～ H26年10月	520
㈱京梅	東京都江東区他15店舗	京梅	営業用設備	547	47	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年2月～ H26年12月	H26年3月～ H26年12月	420
㈱どん	茨城県水戸市他12店舗	どん	営業用設備	545	68	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年2月～ H27年2月	H26年3月～ H27年2月	1,150
㈱はなまる	千葉県流山市他38店舗	はなまる	営業用設備	1,349	189	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年2月～ H27年1月	H26年3月～ H27年2月	480
㈱グリーンズプラネット	東京都板橋区他30店舗	その他	営業用設備	707	-	自己資金及びリース並びに自己株式処分資金	H26年3月～ H26年12月	H26年4月～ H27年1月	615
㈱吉野家インターナショナル	武漢7店舗	海外吉野家	営業用設備	200	-	自己株式処分資金	H26年10月～ H27年9月	H26年12月～ H27年11月	300
吉野家インターナショナル(上海)有限公司	青島12店舗	海外吉野家	営業用設備	250	-	自己資金及び自己株式処分資金	H26年6月～ H27年9月	H26年8月～ H27年11月	600

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<改修等>

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着工及び完了予定		完成後の増加能力(席)
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着工年月	完成予定年月	
㈱吉野家資産管理サービス	埼玉県越谷市他153店舗	国内吉野家	営業用設備	1,386	393	自己資金及び自己株式処分資金	H26年3月～ H27年2月	H26年3月～ H27年2月	-
	東京都北区他	国内吉野家	その他の設備	965	2	自己資金及び自己株式処分資金	H26年2月～ H27年2月	H26年3月～ H27年2月	-
㈱中日本吉野家	岐阜県岐阜市他30店舗	国内吉野家	営業用設備	325	79	自己資金及び自己株式処分資金	H26年3月～ H26年9月	H26年3月～ H26年9月	-
㈱北日本吉野家	宮城県大崎市他31店舗	国内吉野家	営業用設備	276	61	自己資金及び自己株式処分資金	H26年2月～ H27年1月	H26年3月～ H27年1月	-
㈱京樽	千葉県成田市他27店舗	京樽	営業用設備	121	17	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年3月 H26年11月	H26年3月 H26年11月	-
㈱どん	埼玉県川口市他91店舗	どん	営業用設備	684	269	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年3月～ H26年9月	H26年3月～ H26年9月	-
㈱はなまる	東京都港区他47店舗	はなまる	営業用設備	630	46	自己資金及び借入金並びに自己株式処分資金	H26年3月～ H27年2月	H26年3月～ H27年2月	-

- (注) 1 第58期(平成27年2月期)より(旧)㈱吉野家は㈱吉野家資産管理サービス、㈱ピーターパンコモは㈱グリーンズプラネットに商号変更をしており、㈱吉野家準備会社が(旧)㈱吉野家より事業を承継した上で、(現)㈱吉野家に商号変更しております。
- 2 ㈱九州吉野家及び㈱四国吉野家は事業部分を㈱西日本吉野家に吸収分割すると共に資産は㈱吉野家資産管理サービスに吸収合併しております。
- 3 上記2より、㈱吉野家資産管理サービスの改装投資には(旧)㈱吉野家の改装投資と㈱九州吉野家の改装投資を合算の上記載しております。
- 4 新設における㈱吉野家インターナショナルでの武漢への新規出店は、当該地区に子会社を設立した上で行うことを予定しており、平成26年9月を目処に子会社設立資金として、上記の新規出店投資を含む総額300百万円を充当することを予定しております。
- 5 改修等における㈱吉野家資産管理サービスのその他の設備の主たるものは、ストアコンピュータ更新を含むシステム投資を予定しております。

現在、当社グループは「食」のグローバルブランドを目指しており、国内事業においては各ブランドそれぞれの強みを発揮しシェアの更なる向上を図るとともに、海外事業においては「アジア地区でのシェア拡大」、アジアを中心とした出店、特に中国の新たなエリアへの進出に注力し、海外の利益貢献度を上げ、企業価値向上へつなげていくことを目指しております。

今回の資金調達は、上述のとおり、国内及び海外の子会社における店舗の新設・改修・システム投資等の設備投資資金及び子会社設立資金等並びに借入金返済資金に充当することで、当社グループの国内外における各ブランドの更なる競争力の強化を図り、当社グループが今後注力していく海外の出店戦略として、現在進めているアジアの現地企業への投資等へ向けた財務基盤の強化を図ることを目的として実施いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、当社グループの国内及び海外子会社への投融資に充当する事及び一部借入金の返済に充当する事により、これまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上並びに財務基盤の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識しており、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的な利益還元を行う事を基本として、経営環境や資金需要の状況、連結業績の動向ならびにグループの成長に向けた事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して、剰余金配当を行う事を基本方針としています。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

期末配当については、株主総会を決定機関として定めているとともに、中間配当については、基準日を定めて取締役会の決議によって行う事ができる旨を定款で定めております。

(3) 内部留保資金の使途

グループの成長に向けた積極的な事業投資等、将来にわたって株主利益を増大させるための投資を優先してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失(△)	2,575円	△7.10円	13.59円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	2,000.00円 (1,000.00円)	2,000.00円 (1,000.00円)	1,010.00円 (1,000.00円)
実績連結配当性向	77.7%	—	147.2%
自己資本連結当期純利益率	3.0%	△0.8%	1.6%
連結純資産配当率	2.3%	2.4%	2.4%

- (注) 1 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成25年2月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 2 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
- 3 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
- 4 当社は、平成25年9月1日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成25年2月期の1株当たり連結当期純損失及び平成26年2月期の1株当たり連結当期純利益については、平成25年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、平成26年2月期の中間配当金については株式分割前、期末配当金については株式分割後の金額です。したがって、株式分割前から1株所有している場合の1株当たりの年間配当金は2,000円相当であり、株式分割後換算の年間配当金は20円相当となります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始 値	107,500 円	105,300 円	105,500 円 □1,140 円	1,347 円
高 値	111,000 円	111,600 円	118,300 円 □1,567 円	1,524 円
安 値	81,600 円	99,200 円	101,100 円 □1,079 円	1,245 円
終 値	105,900 円	105,800 円	117,100 円 □1,365 円	1,515 円
株価収益率	41.1 倍	—	100.5 倍	—

- (注) 1 平成27年2月期の株価については、平成26年7月24日(木)現在で表示しております。
 2 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 3 平成26年2月期の□印は、株式分割(平成25年9月1日付で株式1株を100株に分割)による権利落後の株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。